



## (2) 申込先

郵便番号930-8570

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課

## (3) 申込みに必要な書類等

## ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

駐車監視員資格者講習受講申込書は、令和4年1月5日（水）から同年1月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、富山県警察本部交通部交通指導課において交付する。

なお、富山県警察のホームページに掲載する様式の印字使用を可とする。

## イ 本人の写真 1枚

受講の申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0cm×横2.4cmの大きさのもの。

## ウ 受講手数料 20,000円

富山県収入証紙を申込書下部余白に貼り付けること。

## 3 申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ2(3)の「申込みに必要な書類等」を持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和4年1月28日（金）までに必着とすること。

## 4 その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参すること。

## 5 講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課

電話 076-441-2211 内線5134、5135

**公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年1月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 作業種類**

公共測量（基準点測量）

**2 作業期間**

令和3年9月27日から令和3年11月26日まで

**3 作業地域**

富山県 富山市 上袋 地区

**農地を利用する権利の設定の裁定申請**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年1月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積**

所在及び地番	地目	面積（㎡）
富山市水橋曲淵字西田 270番	田	76
富山市水橋曲淵字西田 271番	田	13
富山市水橋曲淵字西田 347番	田	991
富山市水橋曲淵字西田 350番1	田	865
富山市水橋曲淵字西田 351番	田	991
富山市水橋曲淵字西田 358番	田	284

富山市水橋曲淵字西田 359番	田	856
富山市水橋曲淵字西田 360番 2	田	122
富山市水橋曲淵字西田 372番 1	田	315
富山市水橋曲淵字西田 415番 1	田	949
富山市水橋曲淵字西田 416番 1	田	949
富山市水橋曲淵字西田 448番 1	田	966
富山市水橋曲淵字西田 449番 1	田	964
富山市水橋曲淵字西田 471番 1	畑	36
富山市水橋曲淵字西田 486番 1	畑	33
富山市水橋曲淵字東田29番	田	991
富山市水橋曲淵字東田37番	田	740
富山市水橋曲淵字東田38番	田	638
富山市水橋曲淵字東田44番 2	田	188
富山市水橋曲淵字東田45番 1	田	22
富山市水橋曲淵字東田45番 2	田	132
富山市水橋曲淵字東田47番 1	田	241
富山市水橋曲淵字東田47番 2	田	16
富山市水橋曲淵字東田58番 1	田	946
富山市水橋曲淵字東田74番 1	田	975
富山市水橋曲淵字東田 101番	田	991
富山市水橋大正字大正割 466番 1	田	11
富山市水橋大正字大正割 467番 1	田	51
富山市水橋大正字大正割 468番 1	田	92
富山市水橋大正字大正割 469番 1	田	131
富山市水橋大正字大正割 470番 1	田	140
富山市水橋大正字大正割 471番 1	田	107

富山市水橋大正字大正割 472番	田	198
富山市水橋大正字大正割 473番	田	195
富山市水橋大正字大正割 475番	田	152
富山市水橋大正字大正割 476番	田	161
富山市水橋大正字大正割 477番 1	田	117
富山市水橋大正字大正割 478番 1	田	54
富山市水橋大正字大正割 483番 1	田	92
富山市水橋大正字大正割 485番	田	145
富山市水橋大正字大正割 486番	田	115

## 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年3月31日	5年	8,025円

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和4年1月19日

## (2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

## (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主た

る事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和4年1月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量

EDR ライセンス 6,000式

- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和4年2月28日（月）

## (4) 納入場所

デジタル化推進室情報システム課

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和4年1月5日から令和4年1月17日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所に

において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1803/d-nyusatu/index.html>

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月13日（木）午後2時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和4年1月24日（月）午後5時15分

(5) 郵便による入札書の提出期限

令和4年2月3日（木）午後5時15分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和4年2月4日（金）午後2時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
EDR License, 6,000 set
  - (2) Time limit of tender : 2:00 p.m. 4 February. 2022
  - (3) Contact point for notification:
-

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424